

平成25年度原子力関係経費の見積りについて（案）

平成24年12月25日
原子力委員会決定

「平成25年度原子力関係経費の見積りについて」を別添のとおり定める。

(別添)

平成 25 年度
原子力関係経費の見積りについて

平成 24 年 12 月
原子力委員会

目 次

はじめに

第1章 「基本方針」に示す関係府省が取り組むべき重要課題への対応に関する評価	1
1. 福島第一原子力発電所周辺地域における取組	2
2. 福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期的取組	3
3. 新しい原子力発電の位置付けに対応するための取組	4
4. 将来に向けた研究開発・人材の確保への対応	6
5. 国際社会における責任ある行動の推進	8
第2章 全体評価	10
別添1 平成25年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針	12
別添2 平成25年度原子力関係経費概算要求額総表	17
別添3 (参考) 平成25年度東京電力福島原子力発電所事故に伴う事業	20

はじめに

原子力委員会は、「原子力委員会設置法」第2条第3号(※)の規定に基づき、毎年、関係府省の原子力の研究、開発及び利用に関する経費の見積り及び配分計画について企画し、審議し、及び決定している。

平成25年度の原子力関係経費の見積りを行うに当たって、原子力委員会は、我が国の原子力の研究、開発及び利用を巡る最近の動向等を踏まえて、関係府省が取り組むべき重要課題を示した「平成25年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針」(以下では「基本方針」という。)を平成24年7月10日に決定し、関係府省に通知した。「基本方針」では、東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・廃止措置に係る取組及び自然災害に対する頑健性とそれに対する信頼性の向上に寄与する取組、国民的議論を踏まえてエネルギー・環境会議が定める革新的エネルギー・環境戦略に沿って核燃料サイクルの様々な状況に対応できるための取組を優先すべきであるとした。また、人材確保や研究基盤(インフラ)の維持・確保、原子力の国際的側面への配慮の必要性を指摘した。

その後関係府省から資料の提供を求め、平成24年8月21日及び28日には、平成25年度原子力関係経費の概算要求構想に関して関係府省より聴取を行った。さらに、平成24年9月24日及び10月2日には、平成25年度原子力関係経費の概算要求について関係府省より聴取を行った。

なお、原子力委員会はこれまで、原子力安全規制行政に係る経費を原子力関係経費の見積りに含めて取り扱ってきた。一方、平成24年6月20日に改正された「原子力委員会設置法」では原子力の研究、開発及利用に関する経費の見積り及び配分計画から安全の確保のうちその実施に関するものを除くこととされた。これを受け、原子力規制委員会に係る予算についてはこの見積りから除外している。

また、環境省本省所管の除染、健康管理等に係る経費を含む東京電力福島第一原子力発電所周辺地域における取組については、一義的には東日本大震災からの復旧・復興のための事業と位置付けられ、平成25年度事業は平成24年度事業より更に本格化するものとなっている。一方、これらの事業は、放射性物質の管理の取組に有効な技術の開発、実証等が含まれており原子力関係経費とも密接な関係にある。このため、本見積りにおいては、原子力関係経費に含まれるものではないが、参考として事実関係のみ記載することとした。

さらに核融合研究開発事業については、近年、装置開発や実験結果を幅広い

科学技術へ展開することで様々な産業分野へ応用・普及させるという側面が非常に強くなっていること、量子ビーム関連事業については、原子力の枠を超えた科学的基礎研究として中長期的に継続して取り組んでいくことが望まれ、既に原子力分野以外の様々な分野において実用化されていることが多いことから、この見積りにおける取扱いから除いて整理した。

以下では、「第1章 「基本方針」に示す関係省庁が取り組むべき重要課題への対応に対する評価」において、「基本方針」への関係府省の具体的対応に対する評価を示し、「第2章 全体評価」において、平成25年度概算要求に係る全体評価を示している。

※「原子力委員会及び原子力安全委員会設置法」（以下、「旧法」と言う。）については、平成24年6月20日の「原子力規制委員会設置法」の成立と同時に、「原子力委員会設置法」（以下、「新法」と言う。）に改正された。「旧法」の第2条第3号については、「新法」においても条文番号、条文とともに変更がない。

第1章 「基本方針」に示す関係府省が取り組むべき
重要課題への対応に対する評価

第1章 「基本方針」に示す関係府省が取り組むべき重要課題への対応に関する評価

本章では、平成25年度予算として関係府省が概算要求を行っている各施策について、「基本方針」に示す関係府省が取り組むべき重要課題に照らして評価を行うものである(東京電力福島第一原子力発電所周辺地域における取組については、参考として事実関係のみ記載した。また、来年度概算要求額が300億円を超える事業についてはその額を記載した。)。

1. 福島第一原子力発電所周辺地域における取組

【基本方針の内容】

福島原子力発電所の周辺地域において、国は、放射性物質による汚染の程度・様態を継続的に詳しく把握するとともに、汚染状況を日常生活や生産活動に差し支えない水準に低下させる取組や警戒区域を縮小する取組を、作業の安全性を確保しつつ実施し、コミュニティ復活に対する住民の要望に応える責任を果たし、回収した汚染物質を適切に管理していく取組を継続していくべきである。同時に、現存被ばく地域における防災業務従事者、除染業務の従事者等に係る健康管理や被ばくの影響評価を含む放射線防護に対する取組に万全を期すべきである。

国は、放射性物質の管理に知見を有する研究開発機関を中心に、内外の研究者・技術者に対して、この取組に有効な技術の開発と実証を推進していくとともに、こうした取組に関する知識管理活動を通じて取組の現場に効果的な知識提供を行なっていくことを求める仕組みを整備するべきである。また、放射線安全に関して知見を有する原子力関係機関を中心に、内外の研究者・専門家に対して、地方自治体が行う放射線に関する情報提供やリスクコミュニケーションを含む被災住民の方々の安心・安全の確保のための取組に、全面的に協力することを求める制度を整備するべきである。なお、これらの取組の協力者の選択に当たっては、地域・コミュニティに寄り添ってきめ細かく対応する志の高さを考慮するべきである。

【平成25年度の主な取組】

○汚染状況を日常生活や生産活動に差し支えない水準に低下させるための取組や警戒区域を縮小するための取組として、「放射性物質により汚染された土壤等の除染の実施」(約4,996億円)(環境省)、「放射性物質汚染廃棄物処理事業」(約1,332億円)(環境省)、「中間貯蔵施設検討・整備事業」(環境省)等の施策が行われることとなっている。

○本取組に有効な技術の開発と実証の推進として、「除染技術開発、遠隔放射線測定技術等の除染に向けた研究開発」(文部科学省)等の取組が行われること

となっている。

- 原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業として県民健康管理調査の前提となる被ばく線量の評価等の取組として、「放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究」(環境省)が、また、県民健康管理調査の結果、精密検査が必要とされた場合や明らかな異常が発見された場合のフォローを行うとともに健康管理の情報発信を行う拠点として「放射線医学・県民健康管理センター(仮称)の整備」(環境省)等が行われることとなっている。
- 地方自治体が行う放射線に関する情報提供やリスクコミュニケーションを含む被災住民の方々の安心・安全確保のための取組に全面的に協力するものとして、「福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化」(環境省)等が行われることとなっている。

2. 福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期的取組

【基本方針の内容】

国と東京電力は、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期的課題、すなわち、大量の放射性廃液や放射性廃棄物の処理と管理、使用済燃料の運び出しや損傷燃料の取り出し等の課題に対する取組を、平成25年度も引き続き推進する必要がある。国は、多大な費用と長期間を要するこれらの取組が完遂されることに責任を有するとの認識の下、東京電力がこれを安全かつ着実に推進するよう監督・指導するとともに、創意工夫が求められる困難な取組に関しては、効果的な技術の研究開発や実証を、内外の叡智を結集し、先行して推進していくべきである。また、これらの取組の推進に当たっては、透明性が確保されることが重要であるから、中長期措置検討専門部会報告書を踏まえて国と東京電力は地元住民や国民との間でこの取組に関する相互理解活動をより積極的に実施していくべきである。

【平成25年度の主な取組】

- 福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた取組を円滑に進めつつ、原子炉施設の廃炉・安全に資する技術の基盤整備を図るため、炉内状況把握・解析手法の確立等、国として取り組むべき技術基盤の整備を目的とした「発電用原子炉等廃炉・安全技術基盤整備委託費」(経済産業省)、「発電用原子炉等廃炉・安全技術開発費補助金」(経済産業省)、「日本原子力研究開発機構の有する施設・人員を最大限活用した廃止措置に向けた研究開発」(文部科学省)等の事業が行われることとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、福島第一原子力発電所の事故処理・廃炉に係る研究開発についてそれぞれ政府・東京電力中長期対策会議研究開発推進本部における官民全体の研究開発計画に基づき、研究内容を各省連携・調整の上で取り組むものとなっており、大量の放射性廃液や放射性廃棄物の処理と管理、使用済燃料の運び出しや損傷燃料の取り出し等の課題に対する取組を推進するべきとしている「基本方針」に照らして適切である。

3. 新しい原子力発電の位置付けに対応するための取組

【基本方針の内容】

原子力発電は、国民生活に悪影響を与える恐れを十分小さくするようリスク管理に万全を期して推進されなければならない。国は、この観点から、原子力施設の自然災害に対する頑健性及びシビアアクシデント対策の強化とその信頼性の向上に資する基礎・基盤技術・知見の開発に注力するとともに、この事故に関する資料を広く収集・整理し、適切に保存して広く公開する取組を推進するべきである。そして、これらの取組を通じて、安全性を求める国民の信頼に応えるとともに、世界の原子力利用の安全性向上に貢献していくべきである。

核燃料サイクル分野においては、使用済燃料の貯蔵容量を発電所敷地内外を問わず増強する取組や高レベル廃棄物の最終処分場の選定作業を、現在にも増して、国がリーダーシップを発揮して、強力に推進していく必要がある。また、最終処分場に関しては、既に発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の損傷した使用済燃料対策など考えると、使用済燃料を直接処分することを可能にしておくことの必要性は明らかであり、これを可能とするための技術開発や所要の制度措置の整備に重点化し、早急に着手すべきである。

原子力依存度の低減する時代にあっても、全国の原子力発電所関係自治体、特に、関連施設を受け入れてきた立地自治体との信頼関係を崩すことのないよう、国は、関係事業者の協力を得て、県、市町村、そして地元住民と真摯に対話をを行い、政策変更の影響緩和に向けて万全の対策をとるべきである。

【平成25年度の主な取組】

○原子力発電施設の更なる安全対策高度化に向けた取組として、シビアアクシデントにも耐えられる計装・計器等の開発等、安全向上のための技術の基盤整備を図ることを目的とした「発電用原子力等安全対策高度化技術基盤整備委託費」(経済産業省)、「発電用原子炉等安全対策高度化技術開発費補助金」(経済産業省)等の事業が行われることとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、東京電力福島第一原子力発電所事故で得られた教訓を踏まえ、シビアアクシデント対策を中心とした技術基盤の整備及び既設炉の安全対策高度化に資する技術開発の支援を行うものとなっており、「基本方針」が国民生活に悪影響を与える恐れを十分小さくするようリスク管理に万全を期す観点からの基礎・基盤技術・知見の開発及びこの事故に関する資料の収集・整理・公表等に関する取組を推進するべきとしていることに照らして適切である。

【平成25年度の主な取組】

○高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性と安全性のより一層の向上や、使用済燃料の直接処分に関する技術的信頼性を検討することを目的とした「地層処分技術調査委託費」(経済産業省)、「高レベル放射性廃棄物処分技術研究開発」(文部科学省)等の事業が行われることとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、それぞれ経済産業省においては新技術・高度化技術といった応用技術の開発、文部科学省においては基礎的・基盤的研究開発を目的として高レベル放射性廃棄物等の地層処分技術の信頼性と安全性を高めるための技術開発を継続するとともに、使用済燃料の直接処分を可能とするための技術の開発に着手するものである。これらの取組は「基本方針」において高レベル廃棄物や使用済燃料の処分を重点的に進めるべきとしていることに照らして適切である。

【平成25年度の主な取組】

○高レベル放射性廃棄物の処分等に向けた取組として、福島事故後の状況を踏まえた地層処分に対する一般の方々の意見聴取の内容に応じた国による説明会の実施を目的とした「放射性廃棄物広聴・広報等事業」(経済産業省)が行われることとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、国民の声を聞き、それに応じて説明会を実施する等の広聴広報活動を行うものとなっており、この取組は、「基本方針」において高レベル廃棄物や使用済燃料の処分を重点的に進めるべきとしたことに照らして適切である。

【平成25年度の主な取組】

○原子力発電施設等関係自治体との信頼関係の構築などを目指して、「電源立地地域対策交付金」（約1,049億円）（経済産業省・文部科学省）において、産業振興や住民福祉の向上等を図るための公共用施設の整備や地域活性化事業等への支援を行うことにより、発電用施設等の設置及び運転の円滑化のための地域社会との共生及び理解促進を行うこととしている。また、原子力発電施設の立地地域等において、原子力発電施設立地地域経済支援・放射線等理解促進、相互理解促進を実施し、原子力政策等に関するきめ細かな情報提供・広報を行うことにより、立地地域をはじめとした国民の信頼回復を図ることを目的とした「原子力発電施設広聴・広報等事業」（経済産業省）、原子力委員会における政策企画力、情報受信・発信力の強化を目的とした「政策評価等のための公聴会等の開催」（内閣府（原子力委員会））等によって各省庁がそれぞれの行う活動について立地地域へ情報提供を行うこととしている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

これらの取組を通じ、関係者との対話や政策変更の影響緩和に向けた対策を行うことは、「基本方針」において原子力依存度の低減する時代にあっても、国は県、市町村、住民と真摯に対話をを行うべきとしたことに照らして適切である。

4. 将来に向けた研究開発・人材の確保への対応

【基本方針の内容】

原子力研究開発においては、引き続き1. 及び2. に述べた取組に高い優先順位を置くべきである。

高速増殖炉（FBR）とその核燃料サイクルについては、その実用化可能性の吟味を待つ段階であるが、今夏に定める政府の方針に沿って必要な取組を行うべきである。一方で、原子力依存度が低減することを考えれば、FBRサイクルの研究開発を我が国内で完結する考え方とらわれることなく、国際協力を活用していく取組の検討を始めるべきである。

ITER計画など国際約束に基づく研究開発については、実施を取り巻く環境に留意するとともに、効率的・効果的な実施にも配慮し、着実に推進していくべきである。また、J-PARC等の技術基盤・研究施設については、性能や利便性の向上に向けた取組を確実に推進するべきである。これらの取組の推進には産官学の叡智を結集することが必要であるから、そのための創意工夫を行うべきである。

さらに、今後とも大きな成果を生み出すことが期待される研究施設で、震災の影響を受けた施設については、必要に応じ震害からの復旧を行うべきである。

また、東電福島事故への対応、世界最高水準の安全性の確保などのため、各

方面において専門性の高い人材が必須となる。現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取組に参加することを志す若い人材を確保するために、関係機関は創意工夫を凝らしてこうした人材の育成・確保に努めるべきである。

【平成25年度の主な取組】

○高速増殖炉（FBR）とその核燃料サイクルに係る取組として、「もんじゅ」等の施設の安全対策・維持管理の経費を昨年度より削減するとともに、研究開発費を「エネルギー政策対応費」として概算要求しているが（文部科学省）、年末までに「革新的エネルギー・環境戦略」を踏まえた研究開発計画をとりまとめることとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

「基本方針」に述べた「今夏に定める政府の方針」としては、本年9月14日にエネルギー・環境会議が決定した「革新的エネルギー・環境戦略」と、同月19日に閣議決定された「今後のエネルギー・環境政策について」が該当することから、上記事業については、これらを踏まえたものとすることを期待する。

なお、核融合及び量子ビーム関連事業について、現時点では、現象解明・制御及びそれに付随して開発される先端技術を幅広い科学技術へ展開することを目指す研究開発という側面が強く、既に原子力分野以外の様々な分野において実用化されていることも多いため、原子力関係経費として取り扱うことはなじまないと考えられ、原子力関係経費の対象外と整理することとした。

【平成25年度の主な取組】

○人材の育成・確保に向けた取組として、福島第一原子力発電所の廃止措置やその他の原子力発電所の廃止措置に向けた人材育成・確保、また最高水準の原子力安全の実現のための人材育成・確保を目的とした「安全性向上原子力人材育成委託費」（経済産業省）、原子力に関する技術基盤・人材の維持・強化を目的とした「原子力安全確保等に係る基礎基盤研究・人材育成」（文部科学省）等によって福島第一原子力発電所事故を踏まえた研究開発、人材育成を推進することとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、「基本方針」が創意工夫を凝らした人材の育成・確保を目指した取組を求めるとしていることに照らして適切である。

5. 国際社会における責任ある行動の推進

【基本方針の内容】

今回の事故後の対応に関して、海外へ向けての正確でわかりやすい情報発信の重要性が認識された。今後ともこの取組を継続・強化すべきである。また、原子力安全に関する国際社会の取組の充実等を提案したことを踏まえ、この事故に係る知見を人類の共有財産として保存し、原子力の安全対策、核セキュリティ対策を向上させるための国際的取組に進んで貢献するべきである。

原子力の平和的利用を巡る国際情勢は、新興国・途上国からのニーズの高まりなどを受け、これらの国の核不拡散、安全性、核セキュリティへの対応の強化を支援することを必要とする状況にある。そこで、各国において、核不拡散、安全性、核セキュリティに十分に配慮した取組が推進されるよう、我が国が有する原子力の平和的利用のための技術を用い、人材育成も含めて協力していくべきである。

また、原子力科学技術のもたらす利益を享受したいとする国々が増加しつつあることを踏まえ、この分野の国際協力の取組を強化していくことも重要である。

【平成25年度の主な取組】

○国際共同研究の実施として、福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた活動を進めるにあたり、広く世界の知見を集結する一方、廃止措置活動の中で得られた教訓を世界と共有していくことを目的とした「過酷事故発生施設廃止措置技術調査拠出金」（経済産業省）により、経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）において東京電力福島第一原子力発電所の炉内状況調査など、同炉の廃止措置に向けた取組の中で発生する技術開発ニーズを捉えた国際共同研究プロジェクトを実施することとしている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、「基本方針」が今回の事故に係る知見を人類の共有財産として保存するための国際的取組へ進んで貢献するべきとしていることに照らして適切である。

【平成25年度の主な取組】

○原子力新規導入国等への支援として、原子力安全の向上に向けて必要な基盤整備を目的とした「原子力発電導入基盤整備導入事業補助金」（経済産業省）等によって、原子力専門家の派遣や受入等を通じて相手国の人材育成等を支援することとしている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、「基本方針」が各国に対する原子力の平和的利用のための技術を用い、人材育成も含めた協力をを行うべきとしたことに照らして適切である。

【平成25年度の主な取組】

○国際社会への対応として、国際原子力機関（IAEA）による原子力の平和利用の促進及び軍事的利用への転用の防止という二大目標を達成する上で不可欠な活動の維持・強化を目的とした「IAEA 分担金」（外務省）、 Chernobyl 原発から周辺環境や地下水に拡散する放射能汚染を防止し、環境保全及び原子力安全の一層の向上を図ることを目的とした「原子力安全関連基金拠出金」（外務省）、核不拡散・保障措置、原子力安全及び核セキュリティの確保を大前提として原子力の平和的利用における国際協力を積極的に推進することを目的とした「IAEA、FNCA、IFNEC に関する国際会議への参加、FNCA 等運営」（内閣府（原子力委員会））等により原子力分野における国際社会への情報発信、国際協力、国際貢献などが進められることとなっている。

【平成25年度の主な取組に対する評価】

上記事業については、「基本方針」が国際協力の取組を強化するべきとしていることに照らして適切である。

第2章 全体評価

第2章 全体評価

平成25年度予算として関係府省が概算要求を行っている各施策（東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う事業を除く。）は、第1章に示すように、「基本方針」に示した関係府省が取り組むべき重要課題に適切に対応している。

のことから、平成25年度予算として関係府省が行っている概算要求は、平成25年度原子力関係経費の見積りとして適切である。

平成25年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針

平成24年7月10日
原子力委員会決定

1. 基本認識

我が国の原子力政策においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれが引き起こした津波による東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故への対応が、引き続き最も重要な課題である。

国と東京電力は、この事故により放出された放射性物質により汚染された地域の除染、国の指示で避難された方々の生活支援、そして避難の解除に向けた取組及びその地域におけるコミュニティの再建に、今後とも全力を尽くさなければならない。

一方、事故を起こした発電所においては、平成23年12月16日に開催された第22回原子力災害対策本部会合において確認されたように、事故収束に向けた取組のステップ2が完了し、炉心は冷温停止状態に至り、その後は、廃炉に向けた中長期的課題への取組が進められている。平成23年12月21日に開催された第1回政府・東京電力中長期対策会議にて決定された「東京電力(株)福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」は、廃止措置終了までの期間を第1期：ステップ2完了後、使用済燃料プール内の燃料取り出し開始までの期間（2年以内）、第2期：第1期終了後から燃料デブリ取り出しまでの期間（10年以内）、第3期：第2期終了から廃止措置までの期間（30～40年後）と3つに区分している。この取組は高線量下の困難な作業を伴うが、安全を確保しつつ、最新の技術を活用して着実に進められなければならない。

政府は現在、中長期的な観点に立って、安全性、経済性、環境適合性、エネルギー安全保障に優れたエネルギー供給体制の構築を目指すエネルギー・環境戦略を決定するため、国民に対して、電力供給における原子力発電の割合と核燃料サイクルの在り方を含むエネルギーミックスの選択肢を提示して、議論を求めている。いずれの選択肢に決まるにせよ、現在から将来にかけてこうした特性を目指す一翼を担うことを付託される限り、原子力発電は国民に信頼され、期待される姿に自己革新しなければならない。

原子力発電以外の取組も含めて、我が国の今後の原子力の研究、開発及び利用の取組は、国民生活の水準向上に寄与するべきものであることを片時も忘れず、この

事故の発生とその経過を深く反省し、そこから得られた教訓を踏まえて企画され、国民生活に悪影響を与える恐れを十分小さくするようリスク管理に万全を期して推進されなければならない。また、こうした取組を通じて、世界の原子力利用の安全性向上に貢献していくことも我が国の責任であることを忘れてはならない。

なお、この作業に対して核燃料サイクル政策の選択肢を提示した、平成24年6月21日の「核燃料サイクル政策の選択肢について」と題する原子力委員会決定は、どの核燃料サイクル選択肢が選ばれるにせよ、今後は、取組の柔軟性向上の観点から、乾式貯蔵を含む使用済燃料貯蔵容量の拡大、高レベル廃棄物の地層処分実現への取組の促進、使用済燃料の直接処分を可能とするための技術開発や制度措置の検討等に取り組まなければならないとしている。

以上のことから、平成25年度の原子力関係経費は、事故からの復旧・廃止措置に係る取組及び自然災害に対する頑健性とそれに対する信頼性の向上に寄与する取組、国民的議論を踏まえてエネルギー・環境会議が定める革新的エネルギー・環境戦略に沿って核燃料サイクルの様々な状況に対応できるための取組に優先して向かわれるべきである。また、人材確保や研究基盤（インフラ）の維持・確保は、原子力依存度の低減する時代にあっても中長期的に必要であるから、引き続き国の研究機関、事業者、大学などが連携して取組んでいくべきことに配慮するべきである。また、国際的側面にも留意する必要がある。即ち、原子力平和利用国としての責任及び世界への貢献といった観点をもしっかりと考慮する必要がある。

2. 基本方針

上記の基本認識に基づき、平成25年度の原子力関係経費の見積りに際して、関係府省が目指すべき重要な政策目標を次に示す。

なお、本基本方針は、関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する経費（安全の確保のうちその実施に関するものを除く。）を対象とするものである。

（1）福島第一原子力発電所周辺地域における取組み

福島原子力発電所の周辺地域において、国は、放射性物質による汚染の程度・様態を継続的に詳しく把握するとともに、汚染状況を日常生活や生産活動に差し支えない水準に低下させる取組や警戒区域を縮小する取組を、作業の安全性を確保しつつ実施し、コミュニティ復活に対する住民の要望に応える責任を果たし、回収した汚染物質を適切に管理していく取組を継続していくべきである。同時に、

現存被ばく地域における防災業務従事者、除染業務の従事者等に係る健康管理や被ばくの影響評価を含む放射線防護に対する取組に万全を期すべきである。

国は、放射性物質の管理に知見を有する研究開発機関を中心に、内外の研究者・技術者に対して、この取組に有効な技術の開発と実証を推進していくとともに、こうした取組に関する知識管理活動を通じて取組の現場に効果的な知識提供を行なっていくことを求める仕組みを整備するべきである。また、放射線安全に関して知見を有する原子力関係機関を中心に、内外の研究者・専門家に対して、地方自治体が行う放射線に関する情報提供やリスクコミュニケーションを含む被災住民の方々の安心・安全の確保のための取組に、全面的に協力することを求める制度を整備するべきである。なお、これらの取組の協力者の選択に当たっては、地域・コミュニティに寄り添ってきめ細かく対応する志の高さを考慮すべきである。

（2）福島第一原子力発電所の廃止措置に向けた中長期的取組

国と東京電力は、福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期的課題、すなわち、大量の放射性廃液や放射性廃棄物の処理と管理、使用済燃料の運び出しや損傷燃料の取り出し等の課題に対する取組を、平成25年度も引き続き推進する必要がある。国は、多大な費用と長期間を要するこれらの取組が完遂されることに責任を有するとの認識の下、東京電力がこれを安全かつ着実に推進するよう監督・指導するとともに、創意工夫が求められる困難な取組に関しては、効果的な技術の研究開発や実証を、内外の叡智を結集し、先行して推進していくべきである。また、これらの取組の推進に当たっては、透明性が確保されることが重要であるから、中長期措置検討専門部会報告書を踏まえて国と東京電力は地元住民や国民との間でこの取組に関する相互理解活動をより積極的に実施していくべきである。

（3）新しい原子力発電の位置づけに対応するための取組

原子力発電は、国民生活に悪影響を与える恐れを十分小さくするようリスク管理に万全を期して推進されなければならない。国は、この観点から、原子力施設の自然災害に対する頑健性及びシビアアクシデント対策の強化とその信頼性の向上に資する基礎・基盤技術・知見の開発に注力するとともに、この事故に関する資料を広く収集・整理し、適切に保存して広く公開する取組を推進すべきで

ある。そして、これらの取組を通じて、安全性を求める国民の信頼に応えるとともに、世界の原子力利用の安全性向上に貢献していくべきである。

核燃料サイクル分野においては、使用済燃料の貯蔵容量を発電所敷地内外を問わず増強する取組や高レベル廃棄物の最終処分場の選定作業を、現在にも増して、国がリーダーシップを発揮して、強力に推進していく必要がある。また、最終処分場に関しては、既に発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の損傷した使用済燃料対策など考えると、使用済燃料を直接処分することを可能にしておくことの必要性は明らかであり、これを可能とするための技術開発や所要の制度措置の整備に重点化し、早急に着手すべきである。

原子力依存度の低減する時代にあっても、全国の原子力発電所関係自治体、特に、関連施設を受け入れてきた立地自治体との信頼関係を崩すことのないよう、国は、関係事業者の協力を得て、県、市町村、そして地元住民と真摯に対話をを行い、政策変更の影響緩和に向けて万全の対策をとるべきである。

(4) 将来に向けた研究開発・人材の確保への対応

原子力研究開発においては、引き続き（1）、（2）に述べた取組に高い優先順位を置くべきである。

高速増殖炉（FBR）とその核燃料サイクルについては、その実用化可能性の吟味を待つ段階であるが、今夏に定める政府の方針に沿って必要な取組を行うべきである。一方で、原子力依存度が低減することを考えれば、FBRサイクルの研究開発を我が国内で完結する考え方とらわれることなく、国際協力を活用していく取組の検討を始めるべきである。

ITER計画など国際約束に基づく研究開発については、実施を取り巻く環境に留意するとともに、効率的・効果的な実施にも配慮し、着実に推進していくべきである。また、J-PARC等の技術基盤・研究施設については、性能や利便性の向上に向けた取組を確実に推進するべきである。これらの取組の推進には産官学の叡智を結集することが必要であるから、そのための創意工夫を行うべきである。

さらに、今後とも大きな成果を生み出すことが期待される研究施設で、震災の影響を受けた施設については、必要に応じ震害からの復旧を行うべきである。

また、東電福島事故への対応、世界最高水準の安全性の確保などのため、各方面において専門性の高い人材が必須となる。現在の状況において、このような研究開発等を含む原子力の研究、開発、利用の取組に参加することを志す若い人材

を確保するために、関係機関は創意工夫を凝らしてこうした人材の育成・確保に努めるべきである。

（5）国際社会における責任ある行動の推進

今回の事故後の対応に関して、海外へ向けての正確でわかりやすい情報発信の重要性が認識された。今後ともこの取組を継続・強化すべきである。また、原子力安全に関する国際社会の取組の充実等を提案したことを踏まえ、この事故に係る知見を人類の共有財産として保存し、原子力の安全対策、核セキュリティ対策を向上させるための国際的取組に進んで貢献すべきである。

原子力の平和的利用を巡る国際情勢は、新興国・途上国からのニーズの高まりなどを受け、これらの国の核不拡散、安全性、核セキュリティへの対応の強化を支援することを必要とする状況にある。そこで、各国において、核不拡散、安全性、核セキュリティに十分に配慮した取組が推進されるよう、我が国が有する原子力の平和的利用のための技術を用い、人材育成も含めて協力していくべきである。

また、原子力科学技術のもたらす利益を享受したいとする国々が増加しつつあることを踏まえ、この分野の国際協力の取組を強化していくことも重要である。

1. 平成25年度 原子力関係経費概算要求額 総表

(別添2)

単位：百万円

債：国庫債務負担行為限度額

	平成24年度 予 算 額	平成25年度 概算要求額	対前年度 比較増△減	対前年度比
一般会計	債 1,228 100,989	債 0 52,923	債 △ 1,228 △ 48,066	
文部科学省	債 1,228 93,815	債 0 46,065	債 △ 1,228 △ 47,750	-50.9%
その他	7,173	6,857	△ 316	-4.4%
内閣府	193	191	△ 1	-0.7%
外務省	6,980	6,666	△ 315	-4.5%
エネルギー対策 特別会計 電源開発促進勘定	債 1,994 261,104	債 2,692 279,269	債 698 18,164	7.0%
文部科学省	債 1,994 124,501	債 2,692 127,563	債 698 3,061	2.5%
経済産業省	136,603	151,706	15,103	11.1%
・電源立地対策	債 0 147,364	債 0 139,730	債 0 △ 7,635	-5.2%
文部科学省	債 0 26,213	債 0 15,666	債 0 △ 10,546	-40.2%
経済産業省	121,151	124,063	2,912	2.4%
・電源利用対策	債 1,994 113,740	債 2,692 139,539	債 698 25,799	22.7%
文部科学省	債 1,994 98,288	債 2,692 111,896	債 698 13,608	13.8%
経済産業省	15,452	27,643	12,191	78.9%
復興特別会計 文部科学省	債 57 17,615	債 0 23,498	債 △ 57 5,883	33.4%
合計	債 3,222 379,708	債 2,692 355,689	債 △ 530 △ 24,019	-6.3%
文部科学省	債 3,222 235,932	債 2,692 197,126	債 △ 530 △ 38,806	-16.4%
経済産業省	136,603	151,706	15,103	11.1%
その他	7,173	6,857	△ 316	-4.4%

注1) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。なお、文部科学省予算については、所掌業務上の関連から復興特別会計について記載している。

注2) 平成25年度原子力関係経費の対象事業については見直しを行っており、平成24年度の対象事業とは異なる。

2. 平成25年度 一般会計 原子力関係経費概算要求額 総表

単位：千円

債：国庫債務負担行為限度額

省別	事項	平成24年度 予算額	平成25年度 概算要求額	対前年度 比較増△減	備考
内閣府	計	<u>192,760</u>	<u>191,436</u>	△ 1,324	対前年度比 -0.7%
	1. 原子力研究開発利用の計画的遂行等に 必要な経費 (原子力委員会)	192,760	191,436	△ 1,324	-0.7%
外務省	計	<u>6,980,493</u>	<u>6,665,914</u>	△ 314,579	対前年度比 -4.5%
	1. IAEA分担金及び拠出金	5,570,843	5,363,068	△ 207,775	-3.7%
	2. 二国間原子力協力協定交渉関連経費	19,517	11,776	△ 7,741	-39.7%
	3. 国際活動参加経費	6,300	5,696	△ 604	-9.6%
	4. 原子力安全関係経費拠出金	1,382,249	1,283,517	△ 98,732	-7.1%
	5. 原子力科学技術に関する研究、開発及び 訓練のための地域協力協定 (RCA) 関係経費	1,584	1,857	273	17.2%
文部科学省	計	債 <u>1,228,000</u> <u>93,815,388</u>	債 0 <u>46,065,319</u>	債 △ <u>1,228,000</u> <u>△ 47,750,069</u>	対前年度比 -50.9%
	1. 日本原子力研究開発機構に必要な経費	債 1,228,000 55,330,217 特会を含めた 総額 債 3,279,805 160,718,742	債 0 43,805,313 特会を含めた 総額 債 2,692,080 163,869,951	債 △ 1,228,000 △ 11,524,904 特会を含めた 総額 債 △ 587,725 3,151,209	-20.8%
	2. 放射線医学総合研究所に必要な経費	10,830,855	896,409	△ 9,934,446	-91.7%
	3. 大学共同利用機関法人に必要な経費	10,993,708	0	△ 10,993,708	-100.0%
	4. 文部科学省内局に必要な経費	16,660,608	1,363,597	△ 15,297,011	-91.8%
合計		債 1,228,000 100,988,641	債 0 52,922,669	債 △ 1,228,000 △ 48,065,972	対前年度比 -47.6%

注) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。

3. 平成25年度 エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定 原子力関係経費概算要求額 総表

単位：百万円

債：国庫債務負担行為限度額

事 項	平成24年度 予 算 額	平成25年度 概算要求額	対前年度 比較増△減	備 考
<u>電源立地対策</u>	債 0 <u>147,364</u>	債 0 139,730	債 0 <u>△ 7,635</u>	対前年度比 -5.2%
1. 電源立地等推進対策委託費	2,079	1,651	△ 428	
2. 原子力施設等防災対策等委託費	3,775	135	△ 3,640	
3. 電源立地等推進対策補助金	9,224	9,191	△ 33	
4. 電源立地地域対策交付金	105,906	104,884	△ 1,021	
5. 電源立地等推進対策交付金	16,347	23,559	7,212	
6. 原子力施設等防災対策等交付金	9,693	0	△ 9,693	
7. 國際原子力機関等拠出金	301	278	△ 23	
8. 事務取扱費等	40	31	△ 9	
<u>電源利用対策</u>	債 1,994 <u>113,740</u>	債 2,692 139,539	債 698 <u>25,799</u>	対前年度比 22.7%
1. 発電技術等調査研究委託費	27	20	△ 7	
2. 使用済核燃料再処理技術確証調査等委託費	267	0	△ 267	
3. 原子力発電施設等安全技術対策委託費	0	0	0	
4. 軽水炉等改良技術確証試験等委託費	9,257	15,414	6,157	
5. 放射性廃棄物処分基準調査等委託費	4,140	4,550	410	
6. 使用済燃料再処理技術確立費等補助金	2,078	2,078	0	
7. 全炉心混合酸化物燃料原子炉施設 技術開発費補助金	200	200	0	
8. 原子力発電関連技術開発費等補助金	2,378	8,070	5,692	
9. 國際原子力機関等拠出金	165	123	△ 42	
10. 独立行政法人日本原子力研究開発機構 運営費	92,443	106,793	14,351	
11. 独立行政法人日本原子力研究開発機構 施設整備費	債 1,994 2,764	債 2,692 2,273	債 698 <u>△ 491</u>	
12. 事務取扱費等	21	17	△ 4	
	債 1,994 261,104	債 2,692 279,269	債 698 18,164	対前年度比 7.0%

注) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。

(参考) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う事業 (別添3)

注) これらの事業は、原子力の研究、開発及び利用を目的とする事業ではないが、原子力関係経費と関連の深い事業であるため、参考として記載する。

担当省庁	施策名称	概要	平成25年度 概算要求額 (百万円)
内閣官房	内閣の重要政策に関する指針検討経費	東京電力福島原子力発電所事故に係る原子力災害対策について、被災者の安全確保に万全を期すため、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官に対する外部専門家によるアドバイザリーグループを設け、被災者の避難、受け入れの際の安全確保に関すること、被災者の被ばくに係る長期的な医療、健康管理に関すること、その他、放射性物質に関する人体への影響一般に関すること等について、国民に的確に伝え、国民とのリスク・コミュニケーションを有効かつ円滑に行うべく専門的な観点より隨時、助言を行う。	27
	原子力災害における風評被害抑制のための国際広報強化・充実等経費	国際広報強化・充実等を図る一環として、東京電力福島原子力発電所事故に伴う風評被害は、依然として深刻であり、それが継続すれば国益を大きく損ねる。このため、風評被害を可及的速やかに克服し、傷ついた日本ブランドを再構築するために必要な、国際広報の強化・充実を図る。	44
消費者庁	食品と放射能に関するリスクコミュニケーション	食品と放射能に関する消費者の理解を広げるために、リスクコミュニケーションを推進する。新規事業として、栄養士、消費生活相談員、地方自治体の衛生担当者等を対象に、各地域でのリスクコミュニケーションの推進者を養成するための研修会を開催する。また、引き続き、各省連携シンポジウムや、地域の消費者団体との連携による開催に加え、特に子育て世代の参加が容易となるような形でのリスクコミュニケーションの実施に取り組む。	54
	被災4県に対する「地方消費者行政活性化基金」の増額	被災4県（岩手・宮城・福島・茨城）のみは「地方消費者行政活性化基金」が平成25年度まで延長されており（他の都道府県は24年度末に終了）、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）に活用されているところ、平成25年度事業分の経費を上積みする必要があるため、24年度に引き続き、増額措置を行う。	825
財務省	東日本大震災復旧・復興に係る酒類業の健全な発達の促進	東京電力福島原子力発電所の事故を受け、酒類の安全性の確保に万全を期す観点から、酒類等の放射性物質に関する調査等を実施する。	8
	東日本大震災復旧・復興に係る独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	東京電力福島原子力発電所の事故を受け、ゲルマニウム多重波高分析装置による放射能分析を実施する。また、放射性物質能分析に係る研究・調査（酒類製造における放射性能物質への影響等の研究・調査）も併せて実施する。	15
厚生労働省	食品中の放射性物質対策の推進	食品中の放射性物質の安全対策を推進するため、平成24年4月に設定した新たな基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に検証するとともに、国で流通段階での買上調査を実施するなどの対策を行う。また、各自治体のモニタリング検査が円滑に実施できるよう、検査機器の整備に対する補助を行うほか、食品中の放射性物質に関する調査研究を行う。	430
	放射性物質による食品等の汚染に対する取組みへのWHO等による支援	日本が中立的な国際機関である世界保健機関（WHO）及び国際がん研究機関（IARC）から、食品の検査等に対する助言や、諸外国から信頼される情報発信といった支援をしてもらうために必要な費用を拠出する。	95
	東京電力福島第一原発の緊急作業従事者への健康管理対策	東京電力福島第一原発での緊急作業従事者への被ばく防護措置等について立入検査等による適切な指導を行う。また、被ばく線量等管理データベースを運用するとともに、緊急作業従事者に対する健康相談や保健指導を行うほか、一定の被ばく線量を超えた人に対し、がん検診等を実施する。	507
農林水産省	放射性物質による農畜産物等影響実態調査対策	国産農畜産物の安全を確保するため、農畜産物等の放射性物質濃度の調査等を実施するとともに、リスク管理措置の検証に必要な実態調査を実施する。	788
	農産物等消費応援事業	被災地で生産・加工された農林水産物の消費拡大を促すための新聞・雑誌によるPR活動や官民の連携による民間事業者の被災地応援フェアの開催促進を実施する。	126
	農産物等輸出回復事業（復興）	諸外国におけるメディア等を活用して日本産食品等の安全性や魅力を伝えるための情報発信を実施し、日本産食品等の輸出回復に努めるとともに、被災地の産品を支援する。	319
	福島発農産物等戦略的情報発信事業（復興）	福島県産農林水産物の安全性等に対するマスコミや消費者の理解を促進することで、そのブランド力を回復するため、福島県が産地と連携しつつ出荷時期に合わせ、戦略的にPRを行う取組を支援する。	1,596

担当省庁	施策名称	概要	平成25年度 予 算 額 (百万円)
農林水産省	ため池等汚染拡散防止対策実証事業	ため池等の農業水利施設における水質・底質の放射性物質のモニタリングを行い、放射性物質の分布と動態を把握するとともに、ため池等の農業水利施設からの放射性物質の拡散を防止する汚染拡散防止対策技術を確立する。	2,630
	農地等の放射性物質の除去・低減技術の開発	高濃度汚染地域での安全・効率的な農地土壤除染、高濃度汚染農地土壤の減容・処分、汚染地域の農地から放出される放射性セシウム動態予測技術の開発を実施する。	213
	森林・林業・木材産業に関する放射性物質調査事業	森林内の放射性物質の詳細調査や木材製品・特用樹等への影響について、継続的な調査を実施する。	68
	森林における放射性物質拡散防止等技術検証・開発事業	森林施業等による放射性物質拡散防止・低減技術等の検証・開発を実施する。	220
	森林における除染等実証事業	集落周辺等の森林の放射性物質拡散防止・低減及び除染等技術の早期確立・改善に必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進を図る。	1,395
	放射性物質対処型森林・林業復興支援事業	放射性物質への対処等森林整備を円滑に進めるための森林調査や所有者との合意形成、副産物の減容化等木質バイオマス利用推進のための支援を実施する。	3,205
	放射性物質被害林産物処理支援事業	地域林産物の流通安定化を図るため、滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、一時保管費用、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用等を支援する。	2,368
	放射性物質影響調査推進事業	原発事故周辺海域の回遊性魚種等の水産物に含まれる放射性物質の調査を実施する。	446
	海洋生態系の放射性物質挙動調査事業	我が国周辺海域において、食物連鎖等を通じた放射性物質の濃縮の過程等の挙動を明らかとするための科学的な調査等を実施する。	190
	畜産農家段階放射性物質モニタリング体制構築事業	地域全体で畜産物の放射性セシウム汚染の原因となる飼料・水等の生産資材やたい肥に係るモニタリング体制の構築を図るため、危機管理ガイドラインの検討、取組産地に対する研修会の開催、技術指導、モニタリング・記録に必要な機器等の整備を支援する。	96
	東日本大震災農業生産対策交付金（このうち、以下の事業が該当）	東日本大震災の影響により低下した被災地の生産力を回復する取組や農畜産物の販売力の回復に向けた取組を支援する。	
	農業生産工程管理（GAP）の導入	東京電力福島原子力発電所事故等により生産の休止や風評被害を受けた地域が早期に需要者や消費者の信頼を回復できるよう、震災被害（塩害、放射性物質等）に対応した高度な農業生産工程管理（GAP）の導入を支援する。	
	放射性物質の吸収抑制対策	東京電力福島原子力発電所事故により販売力の低下した地域において、消費者からの信頼回復や生産ブランドの再興に向け、品種・品目転換や資材施用等による放射性物質の吸収抑制対策の取組を支援する。	
	農業系副産物循環利用体制再生・確立事業	放射性物質に汚染され、循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援する。	10,427百万円の内数
	自給飼料生産・調製再編支援	東京電力福島原子力発電所事故による飼料の暫定許容値適用により、広大な草地の牧草が利用できず除染が必要となる中、被災地域における酪農・畜産の産地再生・競争力の強化を図るため、除染地域の周辺地域における草地生産性向上や地域の粗飼料生産組織の高度化に必要な機械の導入等を支援する。	
	家畜改良体制再構築支援	東京電力福島原子力発電所事故による飼料の暫定許容値適用により、これを超えた飼料を給与した家畜の飼い直しが必要となり、畜産経営の中断や種畜更新の遅延が生じているため、被災地域の畜産経営の競争力回復のため、高能力種畜等の導入・選抜や牛群検定活用による改良体制の回復を支援する。	

担当省庁	施策名称	概要	平成25年度 予算額 (百万円)
環境省：本省	放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施	<p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。</p> <p>本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定された基本方針等に即して、①除染特別地域における生活圏の除染の推進、②除染特別地域における除去土壌等の減容化、③除染特別地域における除去土壌等の仮置き、④除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視、⑤線量が相当高い地域における除染実証事業、⑥地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置、⑦正確かつ分かりやすい情報発信等を行う。</p>	499, 596
	放射性物質汚染廃棄物処理事業	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、放射性物質によって汚染された対策地域内廃棄物および指定廃棄物の処理、廃棄物処理施設等モニタリング等を実施する。	133, 237
	中間貯蔵施設検討・整備事業	<p>平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により、当該原子力発電所から放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境の汚染が生じており、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが喫緊の課題となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成23年8月に放射性物質汚染対処特措法が議員立法により可決・成立し、公布された。また、平成23年10月に示された「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」において、「今後、除染等に伴って大量に発生すると見込まれる除去土壌等、及び一定程度以上に汚染されている指定廃棄物（以下、大量除去土壌等という）については、その量が膨大であって、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいことから、これを一定の期間、安全に集中的に管理・保管するための施設を、中間貯蔵施設と位置づけ、その確保・運用を行う。その配置については、（中略）具体的には、大量除去土壌等が発生すると見込まれる福島県のみに設置する。」とされている。</p> <p>そこで、本施策は、地元の理解を求めつつ、中間貯蔵施設の着実な整備を実施することを目的とする。</p>	13, 945
	水環境放射性物質モニタリング調査	水環境の放射性物質による汚染状況の推移を把握するため、福島県及び近隣県の公共用水域において、定期的に水質、底質、水生生物を採取し、放射性物質濃度の測定等を実施。	600
	放射性物質地下水質モニタリング調査	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により環境中に放出された放射性物質による環境汚染が特に懸念される地域（福島県及びその近隣県）の地下水について放射性物質のモニタリング調査を実施する。	50
	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査	東日本大震災により発生した津波により海域へ大量に流出した有害物質及び廃棄物の調査と併せて、福島第一原子力発電所から漏出した放射性物質に起因する海洋環境の汚染現況を調査する。	359百万円の内数
	放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究	<p>原子力被災者の健康確保に万全を期すため、福島県の基金実施事業の前提となる被ばく線量の評価等の国として実施すべき事業を行う。</p> <p>1. 放射線の健康影響に係る研究調査事業 2. 被ばく線量評価等に関する調査研究事業 3. 安心・リスクコミュニケーション事業</p>	1, 200百万円の内数
	放射線の健康影響、被ばく線量評価等に関する調査研究	県民の安全と安心の長期的な確保を図るため、県民健康管理調査事業の実施に必要な被ばく調査、健康診査、疫学調査、こころのケア、データベース、最先端放射線関連医療等の機能を有する「放射線医学・県民健康管理センター（仮称）」として整備する。	6, 100百万円の内数
	福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化	福島県が放射線に関する医療の拠点として整備を進める福島県立医科大学に開設する「放射線影響に関する心のケア講座（仮称）」の支援を行い、多くの国民に対して適切な放射線影響に係る教育を行うことができる人材が不足している中、特にそのようなニーズの高い福島県で育成するとともに、県民に対する面接調査やリスクコミュニケーションの状況調査などを行い、放射線による健康影響に関する不安に対して心のケアを実践する。	700万円の内数

注1) 四捨五入により、端数において合致しない場合がある。